



平成 1 7 年度

情報公開制度及び個人情報保護制度 の実施状況

越谷市情報公開センター

目 次

第1	情報公開制度の実施状況	
1	公開請求の件数及び処理状況	1
2	非公開決定等の理由	3
3	公開請求の処理状況	3
	【参考】 公開請求の内容別件数	20
第2	個人情報保護制度の実施状況	
1	個人情報取扱事務の状況	22
2	保有個人情報の目的外利用等の状況	25
3	保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況	27
4	不開示決定等の理由	29
5	開示請求の処理状況	29
6	保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況	33
第3	情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審査会	35
2	不服申立ての状況	35
3	審査会の開催状況	35
第4	情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審議会	36
2	審議会の開催状況	36
3	審議会答申	38
	資料	
	越谷市情報公開条例	40
	越谷市個人情報保護条例	49

第1 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成17年度の公開請求の件数は41件（平成16年度は33件）で、公開請求の対象となった公文書数は177文書（平成16年度は560文書）でした。なお、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりで、部分公開を含め、文書不存在等による非公開を除いた公開率は100%（平成16年度は100%）となっています。

また、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況 ()内は平成16年度

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
市長	34 (27)	11 (13)	15 (17)	8 (6)	6 (2)	40 (38)
教育委員会	3 (3)	1 (2)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	4 (4)
選挙管理委員会	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
固定資産評価審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	3 (2)	3 (2)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (2)
土地開発公社	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
越谷コミュニティセンター	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
施設管理公社	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
合 計	41 (33)	15 (17)	20 (20)	10 (6)	6 (2)	51 (45)

1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表2 請求者の区分別件数

()内は平成16年度

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	28 (22)
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	2 (3)
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0 (0)
市内に存する学校に在学する者	0 (0)
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	0 (0)
その他	11 (8)

表3 課別の処理状況

課名		処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
市 長	秘書課	3	1	0	0	4
	人事課	0	4	0	0	4
	資産税課	0	1	0	0	1
	市民課	0	0	0	1	1
	環境資源課	1	1	1	0	3
	環境保全課	1	3	0	0	4
	建設総務課	5	3	1	1	10
	道路街路課	1	0	6	2	9
	開発指導課	0	1	0	0	1
	建築住宅課	0	1	0	2	3
小 計		11	15	8	6	40
教 育 委 員 会	総務課	0	2	0	0	2
	指導課	1	0	1	0	2
小 計		1	2	1	0	4
監 査 委 員		0	1	1	0	2
議 会		3	2	0	0	5
合 計		15	20	10	6	51

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表4のとおりです。

表4 非公開又は部分公開の理由

()内は平成16年度

理 由	件 数
個人に関する情報(第7条第1号)	15 (17)
法人等に関する情報(第7条第2号)	14 (14)
国等との協力関係等に関する情報(第7条第3号)	0 (0)
公共の安全等に関する情報(第7条第4号)	0 (2)
審議、検討又は協議に関する情報(第7条第5号)	0 (0)
事務又は事業に関する情報(第7条第6号)	0 (0)
法令秘情報(第7条第7号)	0 (0)
存否不回答(第10条)	0 (0)
文書不存在	10 (5)
その他	0 (1)

1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあります。

3 公開請求の処理状況

公開請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 公開請求の処理状況(4月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書			公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
17.4.6	大沢三丁目 地区内に設置された防護柵 (丸太杭)の設置者及び設置年 月日	市内の 個人			非公開	不存在				市長 (道路街路課)	17.4.20		
17.4.6	借家人補償契約書約伺い	市内の 個人								市長 (道路街路課)		17.4.19 取下げ	
17.4.6	裁判所の調査囑託回答書中、 「平成 年 月 日、 氏店舗にて越谷市都市計 画部街路課職員が 氏に対 し、北越谷駅東口線事業用地 測量の際に作成した測量図を 参考者に本件土地の面積につい て説明した。その内容は登記 面積 m ² (実測面積 m ²) であるが、譲渡する際には再 度実測することを説明した。 」とあることについて、 録 月 日 月 日の説明者が記 録された書類 が記録された書類 について双方で確認した書 類 月 日時点で面積に ついて請求者が同意した書 類	市内の 個人								市長 (道路街路課)		17.4.19 取下げ	

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
4 17.4.11	越谷市開発指導要綱に基づく協議書(8No.084.平成8年8月14日)のうち、道路整備に関する部分	市内の個人	1	越谷市開発指導要綱に基づく協議書(8No.084.平成8年8月14日)のうち、 ・越谷市開発指導要綱に基づく協議書 ・開発事前協議協力要請願 ・開発建築事前協議書 ・指導経過書	部分公開	第7条 第1号 第2号	・越谷市開発指導要綱に基づく協議書のうち、金額欄の額、公共施設設の整備協力金の合計金額の額及び公園協力の金額、公園協力の減額戸数、開発者の印影及び電話番号 ・開発事前協議協力要請願のうち、申請者及び土地所有者の印影、公園施設整備協力金の額、設計者(代理人)の印影	0円	50円	市長 (開発指導課)	17.4.22	
5 17.4.12	平成 年 月 日付道 街第 号で收受した調査嘱託書に添付された資料1の原本	市内の個人	1	平成 年 月 日付道 街第 号で收受した調査嘱託書に添付された資料1の原本	公開			0円		市長 (道路街路課)	17.4.20	
6 17.4.13	越谷市七左町四丁目301番に係る標準宅地(標宅番号472)の鑑定評価書	その他	1	鑑定評価書(標宅番号472)	部分公開	第7条 第2号	不動産鑑定士の印影	200円	40円	市長 (資産税課)	17.4.20	

公開請求の処理状況(5月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
7 17.5.2	財務局への申請書類一式(添付資料の赤道の部分)	市内の個人	1	法定外・法定公共物の譲与申請について(伺い)平成15年4月8日 起案・平成15年4月14日 決裁のうち、請求の赤道に関する公文書	公開			0円	110円	市長(建設総務課)	17.5.13	
8 17.5.9	小学校陸上競技大会実施に係るアンケートとその結果	市内の個人	1	「越谷市小学校陸上競技大会」の会場として「しらこぼと運動公園競技場」を使用するにあたっての課題等に関するアンケート	公開			0円	10円	教育委員会(指導課)	17.5.23	
9 17.5.23	拡散防止計画(大字西方2975-1)	市内の個人	1	小学校陸上競技大会実施に係るアンケートの結果 汚染拡散防止計画作成報告書 受理年月日16年12月17日	非公開	不存在						
10 17.5.26	別紙決裁文書に対応して関東財務局と交わした譲与契約書のうち、越谷市大字袋山地区に関する部分(決裁印が別紙となっている場合は、同決裁印の書類を含む)	市内の個人	1	国有財産譲与契約の締結について(報告)平成16年4月13日起案・平成16年4月20日決裁のうち、 起案用紙 ・国有財産譲与契約の締結について ・国有財産譲与契約書 ・国有財産一覧表(法定外公用財産)の越谷市大字袋山地区の部分	部分公開	第7条 第1号 第2号	汚染拡散防止計画作成報告書のうち、報告者の印影 ・汚染拡散防止計画作成報告書の連絡先欄のうち、担当部署、担当者氏名、電話番号 ・汚染拡散防止計画(1ページ)のうち、1-6、拡散防止工事実施会社の施工会社名・住所、コンサルタント名・住所・環境大臣認定「指定調査機関」番号、分析機関名・計量証明事業登録番号	0円	270円	市長(環境保全課)	17.6.2	
					公開			0円	40円	市長(建設総務課)	17.6.2	

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
11 17.5.27	官民境界査定の手帳(大沢三丁目、周辺の部分)	市内の個人	2	1.官民境界査定の手帳(公図写)平成5年1月1日(ただし、請求地周辺の部分) 2.官民境界査定の手帳(公図写)(ただし、請求地周辺の部分)	公開			0円	60円	市長 (建設総務課)	17.5.31	
12 17.5.31	平成11年7月29日の境界立会にあたり、立会の日時を通知した文書(担当職員の名、氏名がわかるもの)	市内の個人			非公開	不存在				市長 (道路街路課)	17.6.10	

公開請求の処理状況(6月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
13	17.6.3 大沢三丁目 - 他を買収するにあたって、境界立会をした職員名とその年月日がわかる資料の面積の算出基準となったポイントとその年月日のわかる資料	市内の個人			非公開	不存在				市長 (道路街路課)	17.6.14	
14	17.6.3 別紙に写っているU字溝に関する書類	市内の個人			非公開	不存在				市長 (道路街路課)	17.6.10	
15	17.6.6 別紙写真が撮影された日付のわかる文書	市内の個人			非公開	不存在				市長 (道路街路課)	17.6.14	
16	17.6.10 北越谷駅東口線の大沢三丁目地内測量成果簿中、及びの遠景写真が撮影された日付のわかる文書	市内の個人			非公開	不存在				市長 (道路街路課)	17.6.14	
17	17.6.21 姉妹都市提携20周年記念使節団の日程調整に関する文書(庁内及び対外連絡等を含む)	市内の個人	2	1.越谷市・キャンベルタウン市姉妹都市提携20周年記念使節団派遣事業の実施について(何れ)平成16年8月17日 起案・平成16年8月24日決裁 2.姉妹都市提携20周年記念使節団派遣に伴う日程調整の経緯	公開		0円	340円		市長 (秘書課)	17.6.29	

公開請求の処理状況(7月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
18	17.7.20 1. 平成17年1月の市長交際費の出納簿又はそれに代わる書類 2. 市長が交際費を支出する際に適用される規定又は支出基準を明文化した書類	その他	1	市長交際費支出基準	公開			200円	40円	市長(秘書課)	17.8.3	
19	17.7.20 1. 平成17年1月の議長交際費の出納簿又はそれに代わる書類 2. 議長が交際費を支出する際に適用される規定又は支出基準を明文化した書類	その他	1	議長交際費で支出をしているもの	公開			200円	10円			
			2	1. 議長交際費支私明細書(平成17年1月分) 2. 支出負担行為兼支出命令書(伝票番号0053686-001)	部分公開	第7条第2号	1. 議長交際費支私明細書(平成17年1月分)のうち、越谷市老人クラブ連合会長の印影 2. 支出負担行為兼支出命令書(伝票番号0053686-001)のうち、金融機関の名、預金種別、口座番号、口座名義人及び納品書の代表者の印影	400円	40円	議会(議事課)	17.7.29	
20	17.7.26 越谷市大字袋山字堤通の官民境界査定資料(申請書を含む)	市内の個人	1	平成7年度3月分査定申請簿 官民境界査定申請書受付簿 (No. 897 ~ No. 918)	公開			0円	10円			
			1	官民境界査定H7.3 No. 914査定根拠図	部分公開	第7条第1号	所有者住所氏名欄、印欄	0円	30円	市長(建設総務課)	17.8.8	
				官民境界査定H7.3 No. 914官民境界査定申請書	非公開	不存在						

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
21 17.7.28	袋山 - 地先前の官民 境界査定申請書		2	1. 官民境界査定申請書 平成13年10月5日受付境界第 274号 2. 官民境界査定 平成13年10月受付No.274査 定根拠図	部分公開	第7条 第1号	1. 官民境界査定申請 書平成13年10月5日 受付境界第274号の うち、申請者(土地 所有者)の印影、性 別、生年月日 2. 官民境界査定平成 13年10月受付No. 274査定根拠図のう ち、座標一覧表の 点名10、31、39のX 座標とY座標、所有 者住所氏名印欄	0円	140円	市長 (建設総務課)	17.8.9	

公開請求の処理状況(8月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	理由	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名			非公開部分	手数料	複写料金				
22	1. 平成16年度ゴミ収集に関する予算および実績 2. 平成17年度ゴミ収集に関する予算および実績(判明分) 3. 平成18年度ゴミ収集に関する予算	市内の個人	28	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度一般会計・特別会計事業別予算説明書のうち、P.224～237 平成16年度歳出当初予算見積書(可燃物収集運搬事業) 平成16年度歳出当初予算見積書(古紙類収集運搬事業) 平成16年度主要施策の成果報告書事業別決算説明書のうち、P.306～323 業者選考・見積開札記録書(平成16年度可燃物収集運搬委託)11件 業者選考・見積開札記録書(平成16年度古紙類の収集運搬委託)10件 平成17年度一般会計・特別会計事業別予算説明書のうち、P.214～227 平成17年度歳出当初予算見積書(可燃物収集運搬事業) 平成17年度歳出当初予算見積書(古紙類収集運搬事業) 	公開			0円	790円	市長 (環境資源課)	17.9.2		
			21	<ul style="list-style-type: none"> 業者選考・見積開札記録書(平成17年度可燃物収集運搬委託)11件 業者選考・見積開札記録書(平成17年度古紙類の収集運搬委託)10件 	部分公開	第7条 第1号	決裁欄の不在の場合の表示の部分	0円	210円				
				3. 平成18年度ゴミ収集に関する予算	非公開	不存在							
23	大日本パッケエージ(株)と岡安商店の公害苦情受理(処理)報告書(平成16年2月17日以降のもの)	市内の個人	4	<ol style="list-style-type: none"> 公害苦情受理(処理)報告書 平成15年7月1日受付のうち、平成16年2月17日以降の内容が記録された部分 公害苦情受理(処理)報告書 平成17年3月22日受付 公害苦情受理(処理)報告書 平成17年6月21日受付 公害苦情受理(処理)報告書 平成17年7月13日受付 	部分公開	第7条 第1号	個人(苦情者)の氏名・住所・電話番号、法人の担当者名・役職名	0円	80円	市長 (環境保全課)	17.9.5		

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
24	17.8.22 宗教法人観音寺の墓地経営計画協議書	市内の個人	1		第7条 第1号 第2号 部分公開	0円	650円		市長 (環境保全課)	17.9.5		
<p>・墓地経営計画協議書平成17年8月9日受付第321号</p> <p>・委任状</p> <p>・目次</p> <p>・宗教法人観音寺責任役員会議事録</p> <p>・理由書</p> <p>・墓地等の区域又は施設の概要</p> <p>・観音寺墓苑使用規則(案)</p> <p>・宗教法人観音寺組織体系図</p> <p>・経営の計画書</p> <p>・墓苑の資金計画書</p> <p>・墓地等の周囲300メートル以内の区域の状況を明らかにした1,500分の1以上の概況図</p> <p>・宗教法人観音寺関係住民等の名簿の一覧</p> <p>・墓地等を設置する場所を明らかにした10,000分の1以上の縮尺地図</p> <p>・公図の写し</p> <p>・全部事項証明書(土地)</p> <p>・土地利用計画図S:1/100</p> <p>・(管理棟の)西側立面図S:1/100、東側立面図S:1/100、南側立面図S:1/100、</p> <p>・雨水流出抑制施設計画平面図S:1/100</p> <p>・給水、汚水・雑排水計画平面図S:1/100</p> <p>・境界断面詳細図S:1/30</p> <p>・ゴミ処理施設図</p> <p>・宗教法人「観音寺」規則</p> <p>・規則認証書</p> <p>・履歴事項全部証明書</p> <p>・誓約書</p> <p>・承諾書</p> <p>・駐車場の概況図</p> <p>・観音寺駐車場配置図</p> <p>・礼拝仏図</p> <p>・雨水流出抑制施設の計画書</p> <p>・土葬・火葬の別について</p> <p>・開発行為等計画届平成17年7月29日受付第537号</p> <p>・開発行為等事前協議書</p>												
<p>・墓地経営計画協議書平成17年8月9日受付第321号のうち、申請者の印影</p> <p>・委任状のうち、申請者の印影</p> <p>・宗教法人観音寺責任役員会議事録のうち、代表役員の印影、責任役員の氏名・住所・印影</p> <p>・宗教法人観音寺責任役員会議事録のうち、地権者の行為、所屬、諸事情が記録された部分</p> <p>・宗教法人観音寺責任役員会議事録のうち、檀徒数、必要檀家確保数、檀信徒数、概算総事業費、自己資金額</p> <p>・理由書のうち、申請者の印影</p> <p>・理由書のうち、地権者の行為、内心が記録された部分</p> <p>・宗教法人観音寺組織体系図のうち、責任役員、観音寺副住職第二墓地管理者の氏名</p> <p>・宗教法人観音寺組織体系図のうち、檀家総代会の人数、檀家の人数</p> <p>・経営の計画書のうち、地主の行為、内心が記録された部分</p> <p>・経営の資金計画書のうち、総額、自己資金額、借入金額</p> <p>・墓苑の資金計画書のうち、総事業費、墓所使用料、管理料、土地取得費、土地造成費、管理棟建築費、設計・測量費、支出の部の合計額、収入の部の墓所使用料、収入の部の合計額</p> <p>・宗教法人観音寺関係住民等の名簿のうち、当該敷地の境界から100メートル以内の住民欄の氏名、住所の一部(・墓地等の周囲300メートル以内の区域の状況を明らかにした1,500分の1以上の概況図に記録されている情報が転記されていると越谷市環境保全課が確認した部分を除く部分)</p> <p>・宗教法人「観音寺」規則のうち、代表役員・責任役員の印影、責任役員の氏名</p> <p>・誓約書のうち、申請者の印影</p> <p>・承諾書のうち、土地所有者の住所、氏名、印影</p> <p>・土葬・火葬の別についてのうち、申請者の印影</p> <p>・開発行為等事前協議書のうち、土地所有者の印影</p> <p>・開発行為等事前協議書のうち、開発者の印影</p>												

公開請求の処理状況(9月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			実施機関(所管課)	決定日	備考	
			件数	件名	区分	理由	非公開部分				公開に係る費用 手数料 複写料金
25	17.9.29 越谷市と労働組合との間に締結された協定書、確認書及び覚書の全文(平成16年6月17日～平成17年9月28日)	市内の個人	41		部分公開	第7条 第1号 第2号	0円	590円	市長 (人事課)	17.10.13	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協定書(平成16年6月22日付) 2. 協定書(平成16年6月22日付) 3. 協定書(平成16年6月22日付) 4. 協定書(平成16年6月22日付) 5. 確認書(平成16年6月23日付) 6. 覚書(平成16年9月30日付) 7. 覚書(平成16年12月17日付) 8. 臨時・非常勤の労働条件に関する協定書(2004年12月24日付) 9. 確認書(平成16年12月24日付) 10. 覚書(平成17年2月28日付) 11. 確認書(平成17年3月23日付) 12. 越谷市の保育所の非常勤職員への給食調理員に関する労働協約(2005年3月29日付) 13. 越谷市の収集業務センターに勤務する非常勤職員に関する労働協約(2005年3月29日付) 14. 越谷市立図書館に勤務する非常勤職員に関する労働協約(2005年3月29日付) 15. 確認書(平成17年3月30日付) 16. 協定書(平成17年5月31日付) 17. 覚書(2005年6月1日付) 18. 協定書(平成17年6月23日付) 19. 協定書(平成17年6月23日付) 20. 協定書(平成17年6月23日付) 21. 確認書(平成17年6月24日付) 22. 確認書(平成17年7月6日付) 23. 覚書(平成17年7月12日付) 24. 事前協議に関する協定書(2005年8月1日付) 25. 労働協約書(2005年8月1日付) 26. 覚書(平成17年8月8日付) 27. 越谷市の賃金水準についての確認書(2005年8月31日付) 28. 時間外労働及び休日労働に関する協定書(平成16年11月25日付) 29. 時間外労働及び休日労働に関する協定書(平成16年11月29日付) 30. 時間外労働及び休日労働に関する協定書(平成16年12月16日付) 31. 時間外労働及び休日労働に関する協定書(平成16年12月22日付) 32. 市民部市民課の時間外開庁の試行に関する協定書(平成17年2月22日付) 33. 保育パートの所定時間外勤務に関する協定書(2005年3月18日付) 34. 労働基準法第36条に基づく協定書(2005年3月18日付) 35. 確認書(平成17年3月31日付) 36. 確認書(2005年8月3日付) 37. 時間外労働及び休日労働に関する協定書(平成16年12月13日付) 				<ul style="list-style-type: none"> ・自治労越谷市職員組合執行委員長、自治労越谷市職現業評議会議長、自治労越谷市職非非常勤職員評議会議長、自治労越谷市職員組合保育パート協議会代表及び自治労越谷市職員組合病院支部長の氏名 ・自治労越谷市職員組合執行委員長、自治労越谷市職現業評議会議長、自治労越谷市職非非常勤職員評議会議長、自治労越谷市職員組合保育パート協議会代表及び自治労越谷市職員組合病院支部長の印影 						

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
	38. 市立病院における事前協議について(確認書)(平成17年2月25日付) 39. 確認書(2005年3月30日付) 40. 確認書(平成17年5月31日付) 41. 確認書(2005年9月15日付)										
26	越谷市教育委員会と労働組合との間に締結された協定書、確認書及び覚書の全文(平成16年6月17日～平成17年9月28日)	市内の個人	7	1. 確認書(2005年3月10日付) 2. 確認書(2005年3月22日付) 3. 確認書(平成17年3月30日付) 4. 覚書(2005年3月30日付) 5. 覚書(2005年3月31日付) 6. 労働協約書(2005年8月1日付) 7. 事前協議に関する協定書(2005年8月1日付)	部分公開	第7条 第1号 第2号	0円	140円	教育委員会(総務課)	17.10.13	

公開請求の処理状況(10月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
27	後期基本計画調査特別委員会書記録第5章大綱5の部分	市内の個人	1	第3次総合振興計画後期基本計画調査特別委員会書記録のうち、第5章大綱5の説明・質疑が記録された部分	公開		0円	80円	議会(議事課)	17.10.5	

公開請求の処理状況(11月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
17.11.4	平成17年9月の市長交際費の出納簿、又はそれに代わる書類	その他	2	1. 支出金精算書 (伝票番号0025707-003) 2. 支出負担行為兼支出命令書 (伝票番号0036585-001)	公開			400円	60円	市長 (秘書課)	17.11.17	
17.11.4	平成17年9月の議長交際費の出納簿、又はそれに代わる書類	その他	1	支出金精算書 (伝票番号0025501-002)	公開			200円	40円	議会 (議事課)	17.11.11	
17.11.7	平成17年4月1日から平成17年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」	その他	1	支出負担行為兼支出命令書 (伝票番号0032873-001)	部分公開	金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人	第7条 第2号	200円	20円	市長 (建築住宅課)		17.11.7 取下げ
17.11.8	市民課が保有している住居表示台帳一式	その他								市長 (市民課)		17.11.9 取下げ
17.11.21	1. 越谷市(請求日現在で越谷市となっている自治体を含む)が平成12年度から平成17年11月5日までに[国有財産特別措置法第5条第1項第5号][道路法第90条第2項][下水道法第36条]に基づき国有財産譲与申請の為に契約した法廷外公共物譲与申請作業業務委託契約書及び仕様書のうち、契約書と仕様書の部分 2. 上記申請の為に作成し、又は取得した「国有財産特定図面」及び「国有財産特定図面位置確認図(箇所図、索引図)」、(平成12年3月大蔵省・建設省による「法定外公共物に係る国有財産の譲与申請に関するガイドライン」の申請書)11、12ページ記載の図面)の成果品を電磁的記録(PDF、イメージファイル)であるTIF又はBMP、デ	その他	7	1. 契約締結同(平成12年10月18日 起案・平成12年10月20日 決裁)のうち、業務委託契約書の部分 2. 契約締結同(平成12年12月20日 起案・平成12年12月21日 決裁)のうち、業務委託契約書の部分 3. 契約締結同(平成13年7月12日 起案・平成13年7月16日 決裁)のうち、業務委託契約書の部分 4. 契約締結同(平成13年8月8日 起案・平成13年8月10日決裁)のうち、業務委託契約書の部分 5. 契約締結同(平成14年5月22日 起案・平成14年5月24日 決裁)のうち、業務委託契約書の部分 6. 契約締結同(平成14年6月19日 起案・平成14年6月19日決裁)のうち、業務委託契約書の部分	部分公開	法人等の契約締結に係る印影	第7条 第2号	1,400円	2,200円	市長 (建設総務課)	17.12.5	

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
	デジタルデータであるDXF、SHP、MIF形式ファイルの内、何れかの方式(ファイルの一方)で光ディスク等に複写したもの			7. 支出負担行為書(契約締結)(平成15年4月24日起算・平成15年4月28日決裁)のうち、委託契約書の部分								
				2. 上記申請の為に作成し、又は取得した「国有財産特定図面」及び「国有財産特定図面位置確認図(箇所図、索引図)」(平成12年3月大蔵省・建設省による「法定外公共物に係る国有財産の譲与申請に関するガイドライン」申請に関するガイドライン記載の図面)の成果品を電磁的記録(PDF、イメージファイル)であるTIF又はBMP、デジタルデータであるDXF、SHP、MIF形式ファイルの内、何れかの方式(ファイルの一方)で光ディスク等に複写したもの								17.11.21 取下げ

公開請求の処理状況(1月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
33	18.1.12 新方領土地改良区旧図 越谷市大字袋山字堤通地先	その他	1	新方領耕地整理組合 袋山全図(ただし、請求地周辺の部分)	公開			200円	10円	市長 (建設総務課)	18.1.23	

公開請求の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
18.2.16	越谷市と労働組合との間に締結された協定書、確認書及び覚書の全文(平成17年4月1日～平成18年1月31日)	市内の個人	30		部分公開	第7条第1号第2号		0円	450円	市長(人事課)	18.3.1	
1. 協定書(平成17年5月31日付)												<p>・自治労越谷市職員組合執行委員長、自治労越谷市職現業評議会議長、自治労越谷市職員組合病院支部長、越谷市学童保育指導員労働組合執行委員長、自治労越谷市職非常勤職員評議会議長及び自治労越谷市職員組合女性部長の氏名</p> <p>・自治労越谷市職員組合執行委員長、自治労越谷市職現業評議会議長、自治労越谷市職員組合病院支部長、越谷市学童保育指導員労働組合執行委員長、自治労越谷市職非常勤職員評議会議長及び自治労越谷市職員組合女性部長の印影</p>
2. 確認書(平成17年5月31日付)												
3. 覚書(2005年6月1日付)												
4. 協定書(平成17年6月23日付)												
5. 協定書(平成17年6月23日付)												
6. 協定書(平成17年6月23日付)												
7. 確認書(平成17年6月24日付)												
8. 確認書(平成17年7月6日付)												
9. 覚書(平成17年7月12日付)												
10. 事前協議に関する協定書(2005年8月1日付)												
11. 労働協約書(2005年8月1日付)												
12. 確認書(2005年8月3日付)												
13. 覚書(平成17年8月8日付)												
14. 越谷市の賃金水準についての確認書(2005年8月31日付)												
15. 確認書(2005年9月15日付)												
16. 覚書(平成17年9月30日付)												
17. 確認書(平成17年10月18日付)												
18. 事前協議に関する協定書(2005年10月26日付)												
19. 越谷市学童保育指導員の雇用等に関する労働協約(2005年10月26日付)												
20. 確認書(平成17年11月16日付)												
21. 確認書(平成17年11月16日付)												
22. 協定書(平成17年11月16日付)												
23. 確認書(平成17年11月16日付)												
24. 時間外労働及び休日労働に関する協定書(平成17年11月21日付)												
25. 時間外労働及び休日労働に関する協定書(平成17年12月15日付)												
26. 覚書(平成17年12月19日付)												
27. 確認書(平成17年12月20日付)												
28. 時間外労働及び休日労働に関する協定書(平成17年12月21日付)												
29. 協定書(2005年12月28日付)												
30. 協定書(2005年12月28日付)												
18.2.16	越谷市教育委員会と労働組合との間に締結された協定書、確認書及び覚書の全文(平成17年4月1日～平成18年1月31日)	市内の個人	2	1. 労働協約書(2005年8月1日付) 2. 事前協議に関する協定書(2005年8月1日付)	部分公開	第7条第1号第2号		0円	40円	教育委員会(総務課)	18.3.2	
18.2.24	建設リサイクル法届出書(受付番号584号、平成17年2月28日)	市内の法人	1	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定に基づく届出書(受付番号584-17.2.28)	部分公開	第7条第1号		0円	60円	市長(建築住宅課)	18.2.27	

公開請求の処理状況(3月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
37 18.3.10	水質汚濁防止法に基づく特定施設システムのうち、工場番号、工場名、所在地、放流先河川、排水量及び有害取扱物質について	その他	1	越谷市水質管理システムのうち、工場番号、事業所名称(漢字)、所在地、放流流域名称、排水量(最大)、排水量(平均)及び取扱有害物質の部分	公開			200円	140円	市長(環境保全課)	18.3.23	
38 18.3.13	越谷市非常勤職員に関する労働協約(平成15年3月31日～平成18年3月10日)	市内の個人	6		部分公開	第7条第1号第2号		0円	450円	市長(人事課)	18.3.27	
	1.越谷市時間外保育パート職員(非常勤職員)に関する労働協約(平成15年6月25日付) 2.越谷市の保育所に勤務する非常勤職員に関する労働協約(2004年3月4日付) 3.越谷市の国民健康保険業務に従事する非常勤職員に関する労働協約(2004年3月4日付) 4.越谷市の保育所の非常勤職員の給食調理員に関する労働協約(2005年3月29日付) 5.越谷市の収集業務センターに勤務する非常勤職員に関する労働協約(2005年3月29日付) 6.越谷市立図書館に勤務する非常勤職員に関する労働協約(2005年3月29日付)											・自治労越谷市職員組合執行委員長、自治労越谷市職現業評議会議長及び自治労越谷市職非常勤職員評議会議長の氏名 ・自治労越谷市職員組合執行委員長、自治労越谷市職現業評議会議長及び自治労越谷市職非常勤職員評議会議長の印影
39 18.3.17	平成17年4月1日から平成18年2月28日まで確認のあった「建築計画概要書」の2面、3面	その他								市長(建築住宅課)		18.3.17 取下げ
40 18.3.22	越監第219号(平成18年2月14日付)で受理した「越谷市職員措置請求書」に対して、越谷市職員から提出された反論書(添付資料を含む)	市内の個人	1	提出書類のうち、監査委員事務局が借用したものでいて (1)本件里道に関わる経緯について (2)本件里道の存否に関する認識についての説明に係る資料1～5	部分公開	第7条第1号	乙第9号証のうち、申請者の印影及び申請者の承諾に関する情報の部分	0円	940円	市長(監査委員(監査課))		18.4.5

住民監査請求に関する調査事項の回答について(報告)(平成18年3月9日起案・平成18年3月14日決裁)

- ・起案
- ・住民監査請求に係る監査資料の提出について(平成18年3月9日付越建総第345号)
- ・住民監査請求に係る監査資料の提出について(平成18年3月9日付越開第99号)
- ・証拠書類一覧
- ・乙第1号証
- ・乙第2号証
- ・乙第3号証
- ・乙第4号証
- ・乙第5号証

【参 考】 公開請求の内容別件数

平成17年度

請 求 内 容	件 数
道路用地買収等、市道の整備に関する文書	9
官民境界査定等、道水路の管理に関する文書	7
職員団体等との労使協定に関する文書	6
交際費出納簿及び交際費支出規定	4
汚染拡散防止計画作成報告書等、環境に関する文書	3
建築計画概要書等、建築に関する文書	3
開発指導要綱に基づく協議書	1
不動産鑑定評価書	1
小学校陸上競技大会実施アンケート	1
姉妹都市提携20周年記念使節団派遣事業に関する文書	1
ゴミ収集に係る予算及び実績に関する文書	1
墓地経営計画協議書	1
特別委員会書記録	1
住居表示台帳	1
所管課から監査委員に提出された文書	1

平成16年度

請 求 内 容	件 数
土壌汚染状況調査結果報告書等、環境に関する文書	7
業者選考・見積開札記録書等、委託関係文書	4
開発行為等事前協議書等、開発に関する文書	4
道路用地買収等、市道の整備に関する文書	4
職員団体等との労使協定に関する文書	3
建築確認済証等、建築に関する文書	2
常任委員会書記録	2
職員の処分説明書	1
住民基本台帳の閲覧申請書	1
廃棄物処分許可書等	1
転作等実施計画書	1
教職員健康診断調査票	1
学校給食費未納家庭状況調査に関する文書	1
市立病院の医療事故に関する文書	1

平成15年度

請 求 内 容	件 数
苦情受理（処理）報告書等、環境に関する文書	8
建築計画概要書等、建築に関する文書	8
官民境界査定等、道水路の管理に関する文書	7
開発事前協議申請書等、開発に関する文書	7
埼玉県東南部都市連絡調整会議の資料・会議録	6
業者選考・見積開札記録書等、委託関係文書	2
土地の所有権移転登記に関する文書	1
農地改良等に係る届出書	1
地区計画決定の同意に関する文書	1
補助金に関する文書	1
固定資産税に関する裁判文書	1
職員の出勤簿	1

平成14年度

請 求 内 容	件 数
指名競争入札参加資格者名簿	4
委託関係文書	4
開発（建築）事前協議申請書・協議書	3
建築計画概要書	3
公害に関する行政指導・苦情受理（処理）報告書等	3
交際費出納簿及び交際費支出規定	2
行政境界の変更に係る協議書	1
土地区画整理事業事業計画書	1
新築工事による騒音測定記録	1
公安調査庁から提供を受けた調査結果資料	1
不動産鑑定評価書	1
小型焼却炉設置状況調査結果	1
消防署の救急活動記録票	1

第2 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等をあらかじめ市長に届け出なければなりません。

この個人情報取扱事務開始届出書等は、情報公開センターで閲覧することができます。

平成16年度末の個人情報取扱事務の届出件数は1,411件で、その後の平成18年3月31日までの1年間に、個人情報取扱事務の開始の届出が101件（前年度17件）、変更の届出が30件（前年度11件）、廃止の届出が10件（前年度19件）あり、平成17年度末の届出件数は1,502件となっています（平成17年度末の届出件数＝平成16年度末の届出件数＋開始届出件数－廃止届出件数）。

なお、実施機関及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表6のとおりです。

表6 個人情報取扱事務の届出状況（平成18年3月31日現在）

実施機関及び課	16年度末 の届出件数	事務移管に よる増減	17年度届出件数			17年度末 の届出件数
			開始	変更	廃止	
市長	1,068		25	17	8	1,085
秘書課	11		1	0	1	11
広報広聴課	14		0	0	0	14
企画課	18		4	1	3	19
財政課	6		0	0	0	6
事務管理課	5		1	0	0	6
人権推進課	2		0	0	0	2
庶務課	8		0	0	0	8
情報公開室	7		0	0	0	7
人事課	19		0	1	0	19
職員研修室	1		0	0	0	1
契約課	6		1	0	0	7
管財課	14		1	0	0	15
市民税課	9		0	1	1	8

資産税課	10		0	0	0	10
納税課	5		0	0	1	4
市民課	22		3	3	0	25
地域活動推進課	23		1	0	0	24
市民生活課	14		0	0	0	14
北部出張所	0		0	0	0	0
南部出張所	0		0	0	0	0
社会福祉課	23		0	0	0	23
障害福祉課	73		5	3	2	76
高齢福祉課	41		0	1	0	41
介護保険課	19		0	0	0	19
国民健康保険課	37		0	0	0	37
市民健康課	69		1	0	0	70
児童福祉課	109		0	0	0	109
保育課	34		0	0	0	34
環境資源課	23		0	1	0	23
環境保全課	37		0	2	0	37
交通防災課	29		1	1	0	30
商業観光課	14	14	-	-	-	-
産業振興課	10	10	-	-	-	-
産業支援課	-	24	3	1	0	27
農政課	43		0	0	0	43
建設総務課	9		0	0	0	9
道路街路課	23		0	0	0	23
治水課	10		0	0	0	10
下水道課	9		0	0	0	9
営繕課	1		0	0	0	1
都市計画課	20		0	0	0	20
都市整備推進課	7		0	0	0	7
市街地整備課	18		0	0	0	18
再開発課	2		0	0	0	2
公園緑地課	12		0	0	0	12
開発指導課	8		0	0	0	8
建築住宅課	36		1	0	0	37

	工事検査課	2		0	0	0	2
	市立病院庶務課	57	2	1	0	0	60
	市立病院医事課	40		0	1	0	40
	市立看護専門学校庶務課	1	1	-	-	-	-
	市立看護専門学校教務担当	1	1	-	-	-	-
	出納課	9		0	0	0	9
	消防本部総務課	11		0	0	0	11
	消防本部予防課	19		0	1	0	19
	消防本部警防課	8		0	0	0	8
	消防本部指令課	4		1	0	0	5
	消防署本署	6		0	0	0	6
教 育 委 員 会		261		5	8	2	264
	総務課	34		3	0	1	36
	指導課	33		0	0	0	33
	学校課	50		0	2	0	50
	給食課	4		0	0	0	4
	生涯学習課	90		1	0	0	91
	体育課	29		0	0	0	29
	図書館	21		1	6	1	21
選挙管理委員会		24		0	0	0	24
公平委員会		3		1	0	0	4
監査委員		3		0	1	0	3
農業委員会		33		0	4	0	33
固定資産評価審査委員会		2		0	0	0	2
議 会		17		3	0	0	20
土地開発公社		-		20	0	0	20
越谷コミュニティセンター		-		33	0	0	33
施設管理公社		-		14	0	0	14
合 計		1,411		101	30	10	1,502

〔17年度末の届出件数〕 = 〔16年度末の届出件数〕 + 〔開始〕 - 〔廃止〕

2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）が原則禁止されています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

平成17年度の目的外利用は725件で、外部提供は465件となっています。

なお、実施機関及び課別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表7のとおりです。

表7 保有個人情報の目的外利用等の状況（平成18年3月31日現在）

実施機関及び課		目的外利用	外部提供
市長		651	345
秘書課		2	2
広報広聴課		0	5
企画課		3	9
財政課		0	1
事務管理課		7	3
人権推進課		0	0
庶務課		0	5
情報公開室		0	0
人事課		2	6
職員研修室		0	1
契約課		0	0
管財課		4	3
市民税課		7	3
資産税課		8	2
納税課		10	4
市民課		15	12
地域活動推進課		2	2

市民生活課	0	3
北部出張所	0	0
南部出張所	0	0
社会福祉課	5 0	1 2
障害福祉課	3 8	3 6
高齢福祉課	5 2	1 0
介護保険課	1 5	4
国民健康保険課	2 8	2 4
市民健康課	2 0	1 9
児童福祉課	1 4 4	3 2
保育課	1 8	9
環境資源課	0	6
環境保全課	1 0	2 2
交通防災課	1 1	8
産業支援課	3	7
農政課	2 4	5
建設総務課	6	0
道路街路課	2 9	7
治水課	8	1
下水道課	3	1
営繕課	5	0
都市計画課	2 8	1 2
都市整備推進課	5 5	3
市街地整備課	8	8
再開発課	5	0
公園緑地課	3	0
開発指導課	3	1
建築住宅課	1 6	8
工事検査課	0	2
市立病院庶務課	0	1 6
市立病院医事課	2	2 4
出納課	0	0
消防本部総務課	2	3
消防本部予防課	4	1

	消防本部警防課	0	0
	消防本部指令課	1	0
	消防署本署	0	3
教 育 委 員 会		3 9	7 2
	総務課	6	9
	指導課	1	8
	学校課	2 7	1 3
	給食課	0	0
	生涯学習課	5	2 9
	体育課	0	1 3
	図書館	0	0
選挙管理委員会		5	5
公平委員会		2	1
監 査 委 員		1	2
農業委員会		1 4	5
固定資産評価審査委員会		1	0
議 会		0	8
土地開発公社		9	1 0
越谷コミュニティセンター		2	1 0
施設管理公社		1	7
合 計		7 2 5	4 6 5

3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく平成17年度の保有個人情報の開示請求の件数は12件（平成16年度は8件）で、開示請求の対象となった公文書数は21文書（平成16年度は7文書）でした。

また、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表8、課別の処理状況は表9のとおりです。

表 8 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 ()内は平成16年度

実施機関	請求 件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	11	8	2	4	0	14
	(8)	(3)	(4)	(1)	(0)	(8)
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
土 地 開 発 公 社	1	1	0	0	0	1
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
越谷コミュニティセンター	0	0	0	0	0	0
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
施 設 管 理 公 社	0	0	0	0	0	0
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計	12	9	2	4	0	15
	(8)	(3)	(4)	(1)	(0)	(8)

1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表 9 課別の処理状況

課 名		処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	市民課	5	1	3	0	9
	道路街路課	2	1	1	0	4
	開発指導課	1	0	0	0	1
小 計		8	2	4	0	14
土地開発公社		1	0	0	0	1
合 計		9	2	4	0	15

4 不開示決定等の理由

不開示 4 件については、文書不存在によるものです。また、部分開示 2 件については、個人情報保護条例第 15 条第 1 号の第三者に関する情報並びに第 2 号の個人の評価等に関する情報に該当するとしたものです。

5 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表 10 のとおりです。

表10 開示請求の処理状況(4月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
1	17.4.20 裁判所の調査囑託回答書中、「平成 年 月 日、氏店舗にて越谷市都市計画部街路課職員が 氏に対し、北越谷駅東口線事業用地測量の際に作成した測量図を参考に本件土地の面積について説明した。その内容は登記面積 m ² (実測面積 m ²)であるが、譲渡する際には再度実測することを説明した。」とあることについて、 録 月 日の交渉経過記録された書類 録された書類 が記録された書類 について双方で確認した書類 月 日時点で面積について請求者が同意した書類		月 日の交渉記録者が記録された書類 月 日時点で面積について請求者が同意した書類	不開示	不存在				
		2	1. 交渉経過のうち、平成 年 月 日の部分(請求の内容の 及び) 2. 北越谷駅東口線の丈量図(請求の内容の)	開示			市長 (道路街路課)	17.4.27	
2	17.4.20 借家人補償契約書契約同い	1	支出負担行為書(決裁日平成 年 月 日)物件等補償料大沢三丁目地内の支出負担行為書	開示			市長 (道路街路課)	17.4.27	

開示請求の処理状況(5月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報			開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	理由	区分	不開示部分	複写料金			
3	住民票の写し等請求書と戸籍証明等請求書(平成17年4月8日付)	1	住民票の写し等請求書(平成17年4月8日付)		開示		10円	市長 (市民課)	17.5.10	
		1	戸籍証明等請求書(平成17年4月8日付)	第15条 第1号	部分開示	戸籍証明書等請求書のうち、「3.請求者(戸籍証明等を使う方)はどなたですか」の「氏名」欄の印影	10円			
4	交渉経過記録	1	交渉経過	第15条 第1号 第2号	部分開示	・H11.7.28.の括弧書きの一部分(2ページ目) ・1 契約等内容の借家人名、立退き料・敷金の金額(3ページ目) ・イ 家主の立場として(別紙)	90円	市長 (道路街路課)	17.6.10	

開示請求の処理状況(6月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報			開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	理由	区分	不開示部分	複写料金			
5	3月1か月分と4月1か月分の住民票の写し等請求書	2	1.住民票の写し等請求書(平成17年3月4日付) 2.住民票の写し等請求書(平成17年4月6日付)		開示		20円	市長 (市民課)	17.6.13	
6	実態調査申出書	1	実態調査申出書(平成17年5月18日申出) 市民課受付番号第		開示		10円	市長 (市民課)	17.7.1	
7	平成16年5月18日と平成17年5月31日の住民異動届	2	1.住民異動届(平成16年5月18日付) 2.住民異動届(平成17年5月31日付)		開示		20円	市長 (市民課)	17.7.1	

開示請求の処理状況(10月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
8	住民異動届(平成17年1月~10月7日)			不開示	不存在		市長 (市民課)	17.10.14	
9	印鑑登録申請書			不開示	不存在		市長 (市民課)	17.10.19	
10	1. 印鑑登録証明書交付申請書 (平成16年1月29日~平成17年10月28日) 2. 住民票の写し等請求書 (平成16年1月29日~平成17年10月28日)	7	1. 印鑑登録証明書交付申請書 (1) 平成17年8月23日付 (2) 平成17年9月30日付 2. 住民票の写し等請求書 (1) 平成17年3月16日付 (2) 平成17年5月9日付 (3) 平成17年8月1日付 (4) 平成17年8月23日付 (5) 平成17年9月30日付 住民票の写し等請求書 平成16年1月29日付	開示		70円	市長 (市民課)	17.11.7	

開示請求の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
11	18.2.9 土地売買契約書(越谷市大字増林字城ノ上番地、越谷市東越谷土地区画整理画地) 土地売買契約書(越谷市大字増林字城ノ上番地5番他5筆) 土地売買契約書(越谷市東越谷土地区画整理画地)	2	1. 土地売買契約書(越谷市大字増林字城ノ上番地5筆) 2. 土地売買契約書(越谷市東越谷土地区画整理画地)	開示		60円	土地開発公社 (総務課)	18.2.13	
12	18.2.9 土地売買契約書(花田土地区画整理画地) 土地売買契約書(花田土地区画整理画地)	1	保留地売買契約書(花田土地区画整理区域内保留地画地)	開示		20円	市長 (市街地整備課)	18.2.15	

6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

保有個人情報の訂正等の請求は、市長に対して2件ありましたが、2件とも取下げとなっています。

訂正等請求の処理状況は、表11のとおりです。

表11 訂正等請求の処理状況(6月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報			訂正決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	由	不訂正等の部分			
17.6.17	保育課が保有している国民健康保険に関する情報の削除							市長 (保育課)		17.6.23 取下げ
17.6.17	保育課への目的外利用による情報提供の中止							市長 (国民健康保険課)		17.6.23 取下げ

第3 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する市長の附属機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該異議申立てについての決定をします。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています(表12)。

表12 審査会委員 (平成18年3月31日現在)

氏名	備考
右崎正博	会長
茅沼英幸	会長職務代理者
近藤勲	

2 不服申立ての状況

平成17年度は、異議申立てはありませんでした。

3 審査会の開催状況

平成17年度は、異議申立てがなかったため、事案審査のための審査会の開催はありませんでした。

第4 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置された市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表13）。

表13 審議会委員 (平成18年3月31日現在)

氏名	備考
青木 冷子	
浅子 亮三	
大森 忠勝	
進藤 秀子	会長
寺内 幸	
星野 和枝	
三木 勉	
宮下 毅	副会長
安井 利雄	
渡辺 孝一	

(五十音順)

2 審議会の開催状況

平成17年度は、審議会を3回開催しました。実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項（防犯等カメラ設置事務）について審議しました。

審議会の開催状況は、表14のとおりです。

表 1 4 審議会の開催状況

	開催日	主な内容
第 1 回	平成 1 7 年 5 月 2 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事務の各種届出について ・個人情報保護条例の改正内容について
第 2 回	平成 1 7 年 1 0 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 1 6 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について ・防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・目的外利用等に関する審議及び答申について
第 3 回	平成 1 7 年 1 1 月 2 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長等の選出 ・会議の公開について ・その他

3 審議会答申

越情審議 第 7 号
平成 17 年 10 月 6 日

越谷市長 板川 文夫 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 進 藤 秀 子

本人以外収集・保有個人情報目的外利用等に関する
意見照会について（答申）

平成 17 年 9 月 16 日付け越情第 35 号及び越情第 36 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第 6 条第 3 項第 8 号、第 6 条第 4 項ただし書及び第 8 条第 3 項ただし書の規定による「本人以外収集・保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、意見照会に併せて示された「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領（案）」についても妥当なものと認めましたので、今後この取扱要領に従い、防犯等カメラ設置事務について万全を期すよう要望します。

越情審議 第 8 号
平成 17 年 10 月 6 日

越谷市教育委員会 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 進 藤 秀 子

本人以外収集・保有個人情報目的外利用等に関する
意見照会について（答申）

平成 17 年 9 月 16 日付け越教総第 210 号及び越教総第 211 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第 6 条第 3 項第 8 号、第 6 条第 4 項ただし書及び第 8 条第 3 項ただし書の規定による「本人以外収集・保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、意見照会に併せて示された「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領（案）」についても妥当なものと認めましたので、今後この取扱要領に従い、防犯等カメラ設置事務について万全を期すよう要望します。

越谷市情報公開条例

〔平成11年3月31日〕
条例第10号

改正 平成12年9月29日条例第37号 平成17年3月31日条例第1号

前 文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (2) 議会
- (3) 越谷市土地開発公社、財団法人越谷コミュニティセンター及び財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（この条例の解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)
- (2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの
- (2) 法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報
 - イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報
- (3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報
- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第 1 1 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第 1 2 条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して 1 5 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して 6 0 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第 1 3 条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して 6 0 日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 1 4 条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの (以下「第三者」という。) に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の決定 (以下「公開決定」という。) に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第 7 条第 2 号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第 9 条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも 2 週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書 (第 1 7 条及び第 1 8 条において「反対意見書」という。) を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第 1 5 条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して 3 0 日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第 1 6 条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(公文書の管理)

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(公文書の検索目録等の作成)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

(審議会への意見聴取)

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第26条 法令又は他の条例(越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号)を除く。)の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日(以下「適用日」という。)以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)に関しては、この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成12年4月1日(以下「特例適用日」という。)以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書

(2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例(平成17年条例第1号)の施行の日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則(平成12年条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則 (平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

別表（第16条関係）

公開の区分	手数料
閲覧	1件名につき200円
視聴	1件名につき200円
写しの交付	1件名につき200円

備考

- 1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場合には、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

越谷市個人情報保護条例

〔平成12年9月29日〕
〔条例第40号〕

改正 平成17年3月31日条例第2号

（目的）

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

イ 議会

ウ 越谷市土地開発公社、財団法人越谷コミュニティセンター及び財団法人越谷市施設管理公社

(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。

(4) 事業者 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。

(6) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなけ

ればならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の原則及び制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

(5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。

(6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の記録の項目
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
 - (2) 目的外利用等をした理由
 - (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。
 - (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
 - (3) 保有する必要のなくなった個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。
- 2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。)に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

- 2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務(以下「受託業務」という。)を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受託者等の責務)

第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(保有個人情報の開示の請求)

第 13 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求 (以下「開示請求」という。) をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満 15 歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第 14 条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面 (以下「開示請求書」という。) を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者 (以下「開示請求者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第 15 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。) のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの

(2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの

(3) 実施機関と国等 (国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。) との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
- ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報
(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報が該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。
(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に第15条第1号から第6号までに規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。
(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しな

ればならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第28条及

び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
(訂正、削除、目的外利用等の中止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第6条の規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除の請求をすることができる。

3 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第8条第1項の規定によらないで目的外利用等を行っていることを認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 実施機関は、訂正、削除又は目的外利用等の中止(以下「訂正等」という。)の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

5 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続き)

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。
(訂正等の請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき(訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないときを含む。)は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
(訂正決定等の期限)

第26条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。
(費用負担)

第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
(審査会への諮問)

第28条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第30条において同じ。)又は訂正決定等(訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等をする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第 2 9 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者 (開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第 3 0 条 第 2 1 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定 (第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(実施機関に対する苦情の処理)

第 3 1 条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

(事業者に対する苦情の処理)

第 3 2 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

(区域内の事業者等への支援)

第 3 3 条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(審議会への意見聴取)

第 3 4 条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。

(実施状況の公表)

第 3 5 条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第 3 6 条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第37条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第38条 他の法令等(越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号)を除く。)の規定により個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成17年条例第2号。以下「改正条例」という。)の施行の

際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和55年条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成17年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

- 2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年条例第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

- 3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年条例第41号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

平成 17 年度
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
048-963-9136 (直通)
編集 越谷市情報公開センター

平成 18 年 10 月